# 厚生労働大臣が定める掲示事項等

２０２６年９月１日

当院は、保健医療機関指定の病院です。
以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、関東信越厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

**入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項**

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、 文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

## 地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。
・回復期リハビリテーション病棟入院料１ｍ
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ｉ）
・運動器リハビリテーション料（Ｉ）
・二次性骨折予防継続管理料２
・摂食嚥下機能回復体制加算１
・認知症ケア加算３
・入院時食事療養（Ｉ）
・外来・在宅ベースアップ評価料
・入院ベースアップ評価料
・データ提出加算
・CT撮影及びMRI撮影

## 入院基本料に関する事項（６階から８階）

【６ 階病棟について】
６階病棟は「回復期リハビリテーション病棟入院料１」の届出を行っております。
当病棟では、１日に早番・日勤・遅番・夜勤（２名）において１３名以内の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、１日患者様３０人に対して１人以上、夜勤２名の看護補助者が勤務しています。

【７ 階病棟について】
７階病棟は「回復期リハビリテーション病棟入院料１」の届出を行っております。
当病棟では、１日に早番・日勤・遅番・夜勤（２名）において１３名以内の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、１日患者様３０人に対して１人以上、夜勤２名の看護補助者が勤務しています。

【８ 階病棟について】
８階病棟は「回復期リハビリテーション病棟入院料１」の届出を行っております。
当病棟では、１日に早番・日勤・遅番・夜勤（２名）において１３名以内の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、１日患者様３０人に対して１人以上、夜勤１名の看護補助者が勤務しています。

## 入院時食事療養（Ⅰ）に係る届出

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。
また、入院中の食事療養標準負担額は以下の通りです。

| 区分 | | １食あたりの負担額 |
|---|---|---|
| 住民税課税世帯 | | ５５０円 |
| 低所得Ⅱ | 入院日数が９０日までの場合 | ２７０円 |
| 住民税非課税世帯 | 過去１年間で９０日を超える入院の場合 | ２２０円 |
| 低所得Ⅰ<br>（所得が一定の基準に満たない方など） | | １３０円 |
| 指定難病患者等の方<br>（住民税非課税世帯を除く） | | ３３０円 |

## 電子的診療情報連携体制整備について

当院では医療 DX を推進し以下の取組みを行っています。

・マイナ保険証利用の促進など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
・マイナポータルの医療情報に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。

## 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しておりますので、発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

医療法人社団慈誠会　練馬駅リハビリテーション病院